令和7年度防火管理講習について(ご案内)

松阪地区広域消防組合

1 講習の目的

消防法第8条により、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

当講習は、消防法第8条第1項に定める防火管理者として必要な資格を取得することを目的とします。

2 防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区分	収容人員	建物の	延面積
	収合八貝	防火管理者の資格	
主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所 する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10人以上	甲種防火管理者	
特定防火対象物 不特定多数の人が出入する事業所等	30人以上	300mily.L	300㎡未満
集会所、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、 病院、幼稚園、養護学校、上記以外の福祉施設等		甲種防火管理者	甲種又は乙種 防火管理者
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等 、共同住宅、学校、事務所、図書館、寺院、工場、 倉庫その他の事業所等	50人以上	500ml以上	500㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種 防火管理者

3 講習日、受付期間等

回数	講習種別	講習日	受付期間	
第1回	甲種新規	令和7年5月15日(木)、16日(金) (2日間受講)		
	乙種	令和7年5月15日(木)		
第2回	甲種新規	令和7年6月12日(木)、13日(金) (2日間受講)		
	乙種	令和7年6月12日(木)	※受付期間にあっては、日本防火 ・防災協会の都合により変動する ため、日本防火・防災協会のホー ムページをご覧ください。	
第3回	甲種新規	令和7年9月11日(木)、12日(金) (2日間受講)		
	乙種	令和7年9月11日(木)		
第4回	甲種新規	令和7年11月13日(木)、14日(金) (2日間受講)		
	乙種	令和7年11月13日(木)		
第5回	甲種新規	令和7年12月11日(木)、12日(金) (2日間受講)	A V CCR VICEV 6	
	乙種	令和7年12月11日(木)		
第6回	甲種再講習	令和8年2月13日(金)		
第7回	甲種新規	令和8年3月12日(木)、13日(金) (2日間受講)		
	乙種	令和8年3月12日(木)		

4 定員

甲種新規、乙種併せて各回60名甲種再講習60名

5 受講手続 受講料等

一般財団法人日本防火・防災協会のホームページで申し込み方法等を確認してください。

一般財団法人日本防火・防災協会ホームページ

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html



6 講習会場

三重県松阪市嬉野権現前町423-9 松阪市社会福祉協議会 嬉野支所 嬉野社会福祉センター 集会室



【講習、受講手続に関する問い合わせ先】 一般財団法人日本防火・防災協会 TEL 03-6263-9903

FAX 03-6274-6977

https://www.n-bouka.or.jp/

【防火管理者の制度に関する問い合わせ先】 松阪地区広域消防組合消防本部予防課

TEL 0598-25-1412 FAX 0598-21-3080

http://www.mie-matsusaka119.jp/